

入札説明書

県央第一水道及び県央第二水道 水道用ポリ塩化アルミニウム購入に係る一般競争入札については、関係法令に基づくもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年2月6日
- 2 入札執行者 群馬県県央第一水道事務所長 長谷川 博文
- 3 契約担当所 〒370-3504

群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場411番地1

電 話 0279-54-8464

FAX 0279-54-2983

4 調達内容等

- (1) 調達件名及び数量 県央第一水道及び県央第二水道 水道用ポリ塩化アルミニウム購入 年間購入予定数量 1,550,000kg（年間購入予定数量は、浄水の需要や天候等により変動することがある。）
- (2) 調達物品の品質及び規格 仕様書のとおり。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 納入場所 群馬県県央第一水道事務所（群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場411番地1）及び群馬県県央第二水道事務所（群馬県渋川市北橘町箱田821番地）
- (5) 契約方法 単価契約

5 条件付き一般競争入札参加資格

この公告の条件付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この公告に係る入札参加資格確認通知を受けている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和8年2月16日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年3月2日（月）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県県央第一水道事務所管理係へ連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項又は群馬県企業局財務規程（昭和39年群馬県企業管理規程第5号。以下「規程」という。）第132条の3第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

- (8) 資格者名簿において、営業品目に薬品があり、格付がA等級の者であること。
- (9) 当該調達物品について、仕様書記載の規格に適合した物品及び数量を指定する日時及び場所に確実に納入できる者であること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

6 入札参加形態

単体による参加

7 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された資料について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

ア 申請書等の提出方法 ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合は、申請書等を、上記3の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 申請書等の提出期間 令和8年2月6日（金）午前9時から同年3月2日（月）午後4時まで（ただし、上記3の場所へ持参により提出する場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。）

ウ 申請書等を提出した者には、ぐんま電子入札共同システムにより入札参加資格確認通知書を交付するが、この公告における入札参加資格を認定するものではない。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認資料（様式第2号）

ウ 担当者届（様式第3号）

エ 仕様書2の（5）に記載する成績表等の写し。ただし、公告日以前に採取した試料でも構わない。

- (3) 入札参加資格確認結果は、令和8年3月9日（月）までにぐんま電子入札共同システムにより通知する。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる確認が困難な場合は、入札参加資格確認通知書で通知する。（期日まで通知がない場合は、上記3の担当所に連絡すること。）

- (4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、その旨を通知する。

(5) その他

ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 群馬県は、提出された申請書類を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限日以降における申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

8 入札説明会

実施しない。

9 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書等に関する質問は、簡易な内容を除き、文書により提出するものとする。

ア 提出期間 令和8年2月6日（金）午前9時から同年3月2日（月）午後4時まで（ただし 休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。）

イ 提出場所 上記3に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参とする。

- (2) 質問があったときは、令和8年3月9日（月）までに上記3の場所に掲示するとともに、入札に参加を希望し入札参加資格を有する者に対し書面により回答する。

10 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、入札参加資格確認説明申請書（様式第7号）により説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年3月9日（月）午前9時から同年3月13日（金）午後4時まで（ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。）

イ 提出場所 上記3に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参とする。

- (2) 説明を求められたときは、令和8年3月18日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 入札書の記載

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、規則及び規程の規定を遵守すること。

- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為はしないこと。

- (3) ぐんま電子入札共同システムにより行い、入札書には、仕様書に示す年間購入予定数量に対して、年間購入予定数量の契約希望単価に従って計算した1年間の総価を記載すること。

- (4) ぐんま電子入札共同システムへ入力する金額は、次により得た金額とすること。

ア 入札金額 ぐんま電子入札共同システムへ入力する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1kgあたり契約希望単価に110分の100を乗じた額（小数点以下第1位までとする。）に、年間購入予定数量を乗じて得た額とすること。

イ 契約単価 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合は、前記アの入札金額を年間購入予定数量で除した額（小数点以下第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。）を契約単価とし、消費税及び地方消費税は代金支払い時に合わせて支払う。消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合は、前記アの入札金額を年間購入予定数量で除した額（小数点以下第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。）に、100分の110を乗じて得た額を契約単価とする。

12 入札内訳書等の記載

- (1) 入札に際し、入札書に記載される総価に対応した入札内訳書（様式第6号その1）を記載し、ぐんま電子入札共同システムにより提出する。ファイル形式はExcel又はPDFとする。

- (2) 入札内訳書（様式第6号その1）に記載する単価は、小数点以下第1位までとすること。

13 入札及び開札

- (1) 入札書及び入札内訳書等提出期間 令和8年3月16日（月）午前9時から同年3月19日（木）午後4時まで（ただし、上記3の場所へ持参により提出する場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。）

- (2) 入札内訳書開封日時 令和8年3月19日（木）午後4時10分

- (3) 開札日時 令和8年3月23日（月）午前9時30分

- (4) 入札の方法 ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合は、入札書（様式第6号）及び入札内訳書（様式第6号その1）を使用し、郵送又は持参により提出することができる。

郵送による場合は、書留郵便とし、令和8年3月19日（木）午後4時までに上記3の場所に群馬県企業局県央第一水道事務所長宛て親展で必着のこと。その際、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて厳封の

上、当該中封筒には入札者の商号（名称）及び「令和８年３月２３日開札 県央第一水道及び県央第二水道水道用ポリ塩化アルミニウム購入 入札書在中」と記載すること。なお、入札は１回目が不調の場合、２回目まで行われるため、２回目の入札に参加する意思がある場合は、別封により２回目の入札書を作成し、各封筒に何回目かを明記すること。また、表封筒には「令和８年３月２３日開札 県央第一水道及び県央第二水道水道用ポリ塩化アルミニウム購入 入札書在中」と朱書きすること。

- (5) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第４号）を提出すること。
- (6) 入札者又はその代理人は、提出した入札書等の変更や取り消しをすることができない。
- (7) 入札執行者が、競争入札が公正に執行することができない状態であると認めたときは、当該入札を延期、又は中止することがある。
- (8) 開札は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人から要求があったときは、立ち会いを認める。
- (9) ２回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

14 入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者が行った入札。
- (2) 入札に係る不正行為を行った者による入札。
- (3) 虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札。
- (4) 同一の代理人が行った複数の入札。
- (5) ICカードの不正使用により行った入札。
- (6) 入札内訳書（様式第６号その１）を提出しない者が行った入札。
- (7) 入札内訳書（様式第６号その１）における価格と入札金額が一致しないとき。
- (8) 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき。
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき。
- (10) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 規則第１６９条及び規程第１３２条の９の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格となる総価をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２名以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムにより提出したくじにより、落札者を決定する。この場合において、ぐんま電子入札共同システムによる入札書の提出が困難な場合にはこれに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、ぐんま電子入札共同システムにより通知するとともに入札結果を公表する。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる通知の受け取りが困難な場合は、落札者決定通知書で通知する。

16 最低制限価格

設定しない。

17 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約の相手方は、契約単価に年間購入予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（１００分の１０以上）を乗じた額を納付すること。ただし、規程第１３２条の１６の規定に該当する場合は、免除する。

18 支払条件

- (1) 落札者は、納入した物品を月ごとに集計し、翌月１０日までに県に納品一覧表を提出、県の検査完了後にその代金の支払請求をするものとする。

消費税及び地方消費税額は、売買契約の際の数量(売買代金を請求する際の数量)に単価を乗じて得た金額に当該物品の引渡日における法令所定の税率を乗じた金額(円未満の端数は切捨て)とし、県は落札者から売買代金の請求を受けた際、併せて支払うものとする。

(2) 県は、上記(1)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

19 契約 契約は、入札内訳書(様式6号その1)に記載されている単価で行うものとする。

20 異議の申立て 入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書(案)等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

21 苦情の申立て 本契約における入札参加資格の確認その他手続きに不服がある者は、群馬県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

連絡先 群馬県政府調達苦情検討委員会事務局

群馬県会計局会計管理課総務・決算係

電話027-226-3811

22 契約条項等を示す場所 契約書(案)及び入札を定めている関係規則等については、次により閲覧できる。

(1) 閲覧期間 令和8年2月6日(金)午前9時から同年3月2日(月)午後4時まで(ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。)

(2) 閲覧場所 上記3に同じ。

23 その他

(1) 入札参加者は、仕様書及び契約書(案)を熟読のうえ、入札しなければならない。

(2) 当所指定の契約書(案)により難い場合は、協議するものとする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(4) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(5) 入札参加資格確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、令和8年3月19日(木)午後4時までに入札辞退届をぐんま電子入札共同システムにより提出すること。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難なときは、入札辞退届(様式第5号)に記載し、郵送又は持参により提出すること。

(6) 入札説明書等の配付資料は、本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

(7) 入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令の定めによる。

(8) 郵送による提出 ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難で、郵送により文書を提出する場合は、書留郵便とし、提出期限までに上記3の場所に群馬県県央第一水道事務所長宛て親展で必着のこと。

(9) その他不明な点については、以下に問い合わせること。

群馬県県央第一水道事務所管理係

電話 0279-54-8464

担当 齋藤

24 契約の確定 令和8年度群馬県水道事業会計予算が上程・可決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。また、当該入札の落札決定の効果は、令和8年4月1日(水)に令和8年度予算発効時において効力を生じ、契約の締結は同日とする。